

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【公表番号】特表2018-520095(P2018-520095A)
 【公表日】平成30年7月26日(2018.7.26)
 【年通号数】公開・登録公報2018-028
 【出願番号】特願2017-559029(P2017-559029)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 35/17 (2015.01)

A 6 1 P 35/02 (2006.01)

C 1 2 N 5/0783 (2010.01)

【F I】

A 6 1 K 35/17 A

A 6 1 K 35/17 Z

A 6 1 P 35/02

C 1 2 N 5/0783

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月2日(2019.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

EBV特異的T細胞を含む同種異系T細胞の集団を含む、ヒト患者におけるEBV-LPD(エプスタイン-バーウイルス関連リンパ増殖性障害)を治療するための医薬組成物であって、該EBV-LPDが、B細胞系譜の細胞の障害であり、該ヒト患者が、(a)該EBV-LPDを治療するための併用化学療法、(b)該EBV-LPDを治療するための抗CD20モノクローナル抗体を用いる療法、及び(c)該EBV-LPDを治療するための放射線療法に失敗しており、かつ該同種異系T細胞の集団が、該EBV-LPDの細胞と共通のヒト白血球抗原(HLA)対立遺伝子によって拘束されている、前記医薬組成物。

【請求項2】

前記EBV-LPDが、EBV陽性リンパ腫である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記EBV-LPDが、びまん性大細胞型B細胞リンパ腫である、請求項1又は2記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記EBV-LPDが、該EBV-LPDを治療するための前記抗CD20モノクローナル抗体を用いる療法に抵抗性である、請求項1～3のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記抗CD20モノクローナル抗体が、リツキシマブである、請求項1～4のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記EBV-LPDが、該EBV-LPDを治療するための前記併用化学療法に抵抗性である、請求項1～5のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記ヒト患者が、前記EBV-LPDを治療するための複数の異なる併用化学療法に失敗して

いる、請求項1～6のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項8】

前記EBV-LPDが、該EBV-LPDを治療するための複数の異なる併用化学療法に抵抗性である、請求項7記載の医薬組成物。

【請求項9】

前記EBV-LPDが、該EBV-LPDを治療するための前記放射線療法に抵抗性である、請求項1～8のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記EBV-LPDが、前記ヒト患者の中枢神経系に存在する、請求項1～9のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記EBV-LPDが、前記ヒト患者の脳内に存在する、請求項10記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記ヒト患者が、移植ドナーからの固形臓器移植のレシピエントである、請求項1～11のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記ヒト患者が、移植ドナーからの造血幹細胞移植のレシピエントである、請求項1～11のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記同種異系T細胞の集団が、前記移植ドナー以外のドナーに由来する、請求項12又は13記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記ヒト患者が、HIVに感染している、請求項1～11のいずれか1項記載の医薬組成物。

【請求項16】

前記治療が、前記ヒト患者に前記同種異系T細胞の集団を投与した後に、該ヒト患者にEBV特異的T細胞を含む第2の同種異系T細胞の集団を投与することを含み、ここで該第2の同種異系T細胞の集団は、前記EBV-LPDの細胞と共通の異なるHLA対立遺伝子によって拘束されている、請求項1～15のいずれか1項記載の医薬組成物。